

報

告

異なる背景を持つ人々が共に生きるための
言語に関する理念・認識の共有と取組の必要性



令和8年（2026年）9月28日

日 本 学 術 会 議

言語・文学委員会

言語コミュニケーションと共生分科会

この報告は、日本学術会議言語・文学委員会言語コミュニケーションと共生分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議言語・文学委員会言語コミュニケーションと共生分科会
(職位は分科会出席時のもの)

委員長	定延 利之	(第一部会員)	京都大学大学院文学研究科教授
副委員長	平田オリザ	(第一部会員)	芸術文化観光専門職大学長
副委員長	庵 功雄	(連携会員)	一橋大学森有礼高等教育国際流動化機構国際教育交流センター教授
副委員長	傳 康晴	(連携会員)	千葉大学大学院人文科学研究院教授
幹 事	林 良子	(連携会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
	加藤 重広	(連携会員)	北海道大学大学院文学研究院教授
	木部 暢子	(連携会員)	大学共同利用機関法人人間文化研究機構長
	金水 敏	(連携会員)	放送大学大阪学習センター所長
	小泉 政利	(連携会員)	東北大学大学院文学研究科教授
	小西いずみ	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	小林 隆	(連携会員)	東北大学アドミッション機構特定教授
	堀江 薫	(連携会員)	愛知大学文学部教授
	宮本 陽一	(連携会員)	大阪大学副学長

本報告の作成に当たり、以下の方々に御協力いただいた。

合崎 京子	麗澤大学国際学部准教授
岩田 夏穂	武蔵野大学グローバル学部客員教授
浦野 茂	三重県立看護大学看護学部教授
只野 雅人	専修大学法務研究科教授
狩俣 繁久	琉球大学名誉教授
北原モコッ トゥナシ	北海道大学アイヌ・先住民研究センター、アイヌ共生推進本部教授
斉藤 圭祐	全国言友会連絡協議会理事長
酒井奈緒美	国立障害者リハビリテーションセンター研究所研究員
三部光太郎	明治学院大学社会学部非常勤講師
杉本 篤史	東京国際大学国際関係学部教授
関水 徹平	明治学院大学社会学部准教授
高嶋由布子	国立障害者リハビリテーションセンター研究所任期付研究員
福永 由佳	国立国語研究所研究系教授
松本 尚子	上智大学法学部教授

三木那由他	大阪大学大学院人文学研究科講師
山丸 ケニ	アイヌ民族文化財団民族共生象徴空間運営本部伝承課主事
和氣 純子	東京都立大学大学院人文科学研究科教授

本報告の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務	郷家 康德	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	東松 敬宏	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 作成の背景

本報告の背景には、日本社会における言語的少数者と多数派話者との関係が、政府の掲げる「共生」の理想状態から大きく離れているという問題意識がある。現在、日本では日本語母語話者が圧倒的多数を占めるが、その一方で、手話等の使用者、先住民族の言語や地域言語の継承者、外国語母語話者といった多様な言語的少数者も存在している。しかし、これらの人々が自らの言語で生活する権利は十分に保障されているとは言い難い。

本報告はこの状況を改善するため、日本政府が「自分の言語で生活する権利（以下「言語権」）は基本的人権である」「言語は単なる情報伝達ツールではなく、思考や文化、アイデンティティと不可分の存在である」という理念・認識を社会に広く浸透させ、教育・行政・広報の三面から取り組む必要性を提起するものである。

近年、AI 翻訳や補聴器・人工内耳等の技術の発展により、言語的障壁が技術的に完全に解消可能であるかのような認識が広まりつつある。しかしこうした認識は、言語の本質的な役割（すなわち人間にその言語ならではの世界認識法、思考法を与え、また人間の社会帰属意識の拠り所ともなることで、人間の根本を支えるという役割）を看過しており、「言語的少数者が多数派の言語に適応すればよい」という非対称な関係を温存しかねない。本報告は、このような誤解を是正し、言語の多様性を尊重する社会の実現に向けた基本的な考えを提示することを目的としている。

2 現状及び問題点

(1) 言語的少数者を取り巻く状況

日本における言語的少数者は主に三類型に整理される。

第一の類型は、手話等で生活する人々である。法制度上は合理的配慮の義務化が進んだものの、手話通訳の不足、地域格差、教育環境の不備等が残っている。手話が公的言語として十分に認められていない点も課題である。特に、ろう児が十分な言語環境を得られない場合、言語獲得そのものに困難が生じる可能性が指摘されている。

第二の類型は先住民族や地域言語の継承者である。国外では言語復興のために教育制度を整備する事例がある一方、日本では制度的支援が不十分であり、言語が衰亡しようとしている。特に深刻な危機的状況にあるアイヌ語や琉球諸語は、教育制度の中で体系的に継承される機会がほとんど存在しない。その他の地域言語も同様の状況にある。

第三の類型は外国語母語話者である。在留外国人は増加を続けており、多

文化共生が政策課題として掲げられているものの、教育・医療・行政・災害対応等の場面において日本語中心の運用が続いており、実質的な不利益が生じている。これらは単なる利便性の問題ではなく、生命や安全、社会参加に関わる深刻な問題である。

(2) 問題の本質

これらの問題の本質は、「言語権は基本的人権である」という認識が日本社会に十分に共有されていないという点にある。このため、言語的少数者への対応は権利の問題として位置付けられず、「配慮」や「福祉」の問題として扱われがちである。

言語権が基本的人権であるというのは、そもそも言語が本質的に他言語に完全には翻訳できないという性質を持つからである。それぞれの言語は、単なる情報伝達のツールではなく、語彙体系、文化的意味、思考様式、音韻・音声、社会的機能等の点で、固有の世界を形成している。したがって、翻訳技術や補助技術によって言語の違いを完全に解消することはできない。この点に対する理解不足が、問題の解決を阻んでいる。

3 報告の内容

本報告は、日本社会において異なる背景を持つ人々が共生するために日本政府がとるべき施策について、以下3つの方向性を提示する。

(1) 言語権に関する理念の説明と啓発

最も重要なのは、「言語権は基本的人権である」という理念を、政府が主体となって国民に明確に説明し、広く啓発することである。技術の進展によって言語の問題が軽視されがちな現状においては、この理念の共有が不可欠である。このような理念に基づき言語的多様性を尊重することは、単に少数者保護にとどまらず、社会全体の包摂性と創造性を高める効果を持つ。異なる言語背景を持つ人々の参画は、新たな知識や価値観の流入を促し、地域社会の活性化やイノベーションの創出につながる。また、多言語対応の進展は観光振興や国際競争力の強化、人材確保の面でも大きな利点をもたらすと考えられる。

(2) 理念の共有・啓発に当たっての障壁とその突破

上記の理念を説明・啓発するに当たって障壁となるのが、言語は単なる情報伝達ツールであるという認識である。実際には、言語は情報伝達のツールであるにとどまらず、思考・文化・アイデンティティを形成する基盤である。この認識も上記の理念と併せて広く社会に浸透させることによって、言語そのものの価値を尊重する社会認識への転換を図り、「翻訳や補助技術があれば

十分」という発想から脱却する必要がある。

(3) 教育・行政・広報の三面からの取組

上記(1)(2)の理念と認識を社会に定着させるため、日本政府には、教育・行政・広報の三面からの取組が求められる。具体的には、教育においては、言語の多様性や言語権に関する内容を学校教育に組み込むこと、行政においては、多言語対応や手話通訳を基本的公共サービスとして位置付けること、広報においては、多様な言語の可視化を進め、社会の認識を変革することである。

これらの取組を通じて、言語の違いを前提とした制度設計と社会環境の整備を進めることが必要である。

4 まとめ

本報告は、日本社会における言語的少数者の問題を、配慮や福祉の問題ではなく「権利の問題」として再定義し、「言語権の保障」と「言語の多様性の尊重」を社会の基本原則として確立する必要性を示している。その実現のためには、言語に関する理念と認識の共有及び制度的対応の双方が不可欠であり、本報告はその出発点を提示するものである。

目 次

1	はじめに	1
2	現状 1 日本語母語話者と言語的少数者との関係について	2
	(1) 手話等で生活する言語的障害者	2
	(2) 先住民族の言語、地域言語の継承者	3
	(3) 外国語母語話者	5
3	現状 2 言語の多様性の尊重と言語の違いによる差別の禁止について ..	7
	(1) 自治体（都道府県）	7
	(2) 大学	8
	(3) 学会	8
4	問題のありか	10
5	報告の内容	11
	(1) 言語権に関する理念の説明と啓発	11
	(2) 理念の説明・啓発に当たっての障壁とその突破	11
	① 障壁となる考え	12
	② 障壁突破の必要性	12
	③ 言語はどのように情報伝達のツール以上のものと言えるのか	14
	ア 言語の意味面について	14
	(ア) 世界の「切り分け方」は言語ごとに異なっている	14
	(イ) 世界は言語が「作って」いる	15
	(ウ) 人間の思考は言語の影響を受けている	16
	イ 言語の音韻・音声面について	16
	ウ 言語の社会的な面について	16
	(3) 教育・行政・広報の三面からの取組	17
	(4) 付言—専門家に求められる啓発活動	18
6	結論	19
	<参考文献>	20
	<参考資料> 審議経過	26

1 はじめに

現在、日本国内において圧倒的多数を占める日本語母語話者（言語的多数者）¹と、それ以外の言語的少数者との関係は、日本政府が目指しているはずの「共生」（異なる背景を持つ人々が違いを尊重しながら共に生きること）から大きく離れている。本報告は、この状況を改善するには、日本政府が「自分の言語で生活する権利（以下「言語権」）は全ての人間が持つ基本的な権利の一つであること」そして「言語が人間にとって情報伝達ツール以上の存在であること」を広く社会に浸透させ、教育・行政・広報の三面から取り組む必要性を提起するものである。

あらかじめ、用語について説明を加えておく。

ここでの「言語」とは、音声を媒体とする言語に限らない。日本政府が批准した、国際連合（以下「国連」）の「障害者権利条約」第2条²と同様に、手話その他の非音声言語をも含むものとする。また、方言と見なされ得るものをも含んでいる。

ここでの「日本国内における言語的少数者」とは、日本国内において日本語以外の言語で生活する者を指す。

以下では、手話や触手話その他の非音声言語を「手話等」、それ以外の言語を「音声言語」と記す。

¹ 日本語を母語（第1言語）としている者。なお、「言語的少数者」とは、23期提言「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのための環境整備」（言語・文学委員会科学と日本語分科会，平成29(2017)年8月22日）で使用された語で、話者人口が少数である言語の話者を指す。

² 内閣府 平成25年版障害者白書（全体版）付録「6 障害者の権利に関する条約（英文）」第2条
“.. “Language” includes spoken and signed languages and other forms of non-spoken languages; ..”

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/furoku_06.html（最終確認：令和8(2026)年9月15日。以下のwebページの最終確認日も全て同日である。）なお、「障害」の「害」という文字表記については、文化庁文化審議会国語分科会の取りまとめ「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」（令和3年3月12日，<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h20jigyo/toriatukai.html>）において改めるべきものとはされていないことを確認し、上記条約等の表記に揃えてある。

2 現状 1 日本語母語話者と言語的少数者との関係について

日本語母語話者と言語的少数者との現在の関係は、日本政府が目指しているはずの「共生」とは大きく乖離した状況にある。以下、「日本国内における言語的少数者」を「(1)手話等で生活する言語的障害者」「(2)先住民族の言語、地域言語の継承者」「(3)外国語母語話者」に三分し³、日本政府の施策とともに述べる。

(1) 手話等で生活する言語的障害者

国連の「障害者権利条約」を批准したことを背景に、日本政府は令和 6 (2024) 年 4 月に改正障害者差別解消法を施行した。これにより、障害者に対する事業者の合理的配慮の提供が、それまでの「努力義務」から「義務」へと変わった[1]。

手話通訳者の配置は、合理的配慮の典型例である。そして、合理的配慮によれば、手話通訳者配置のための手間や費用負担は、(過重な負担に当たる場合を除き原則として) 事業者の負担となる。手話通訳を申請する者(以下「申請者」)の負担ではない。

申請者の負担を原則無料にするという方針は、改正障害者差別解消法の段階で突然に打ち出されたものではない。この方針は、改正障害者差別解消法の施行以前、具体的には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成25年 4 月 1 日施行)の時点から、地方公共団体に対しては示されていた。厚生労働省から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あてに通知された「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」(平成25年 3 月 27 日)[2]では、市町村に対して「事業の実施方法については、地域における事業実施の差異を解消する観点から、別紙 1 の区市町村意思疎通支援事業実施要綱を参考に実施するように努められたい。」として、申請者の費用負担を原則無料とする旨が記載された別紙 1 が添付されている⁴。また、都道府県に対しても、「都道府県では、市町村相互間の連絡調整等を経てもなお、市町村が手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施できない場合等に手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施する必要がある。」との理由から、「都道府県意思疎通支援事業実施要綱を別紙 2 のとおり作成したので、本実施要綱を参考に事業を実施するように努められたい。」として、申請者の費用負担を原則無料とする旨が記載された別紙

³ 手話等で生活する者を「言語的少数者」に含めることについては、第 23 期提言「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのための環境整備」(言語・文学委員会科学と日本語分科会、平成 29(2017) 年 8 月 22 日)の以下の記載を参考にしている。「ろう者とは『日本手話という日本語とは異なる言語を話す言語的少数者』である」という認識に支えられた研究は始まったばかりで、多様な手話言語の記録と保存はいまだ不十分である。」

⁴ 「〇〇市(区市町村)意思疎通支援事業実施要綱」(申請者の費用負担) 第 14 条「意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。」

2 が添付されている⁵。

だが、手話政策の実質化は遅れており、日本政府は国連の障害者権利委員会から懸念を表明されている。懸念の内容は、「盲ろう者のように、より多くの支援を必要とする障害者を含む、全ての障害者に対する情報提供及び意思疎通の支援の不足」「テレビジョン番組及びウェブサイトを含め、障害者が公共情報及び通信を利用する機会を得るために直面する障壁及び地方政府間の格差」「日本手話の公用語としての法律上の承認の欠如、手話使用の研修の欠如、及びあらゆる活動分野における手話通訳の欠如」の3点にわたっている[3]。

さらに、手話等を母語とする者に対する教育（特に初期段階の教育）における言語環境整備の問題も残されている。手話に触れる機会を十分に持たないまま教育を受けているろう児は、言語獲得そのものに困難をきたす可能性があるということが指摘されている[4]。また、手話の習得時期の違いが言語能力に差をもたらすことや、早期の言語曝露の不足が神経的な言語処理にも影響し得ることが報告されている[5][6]。

手話通訳者の不足や地域間の格差のために、必要な場面で通訳が確保できないという問題も依然として存在する。これらは、単なる支援体制の問題にとどまらず、言語的権利の保障の在り方に関わる課題であると言える。

(2) 先住民族の言語、地域言語の継承者

多文化共生の問題は、日本語（共通語）でコミュニケーションができる人々の間にも生じている。日本社会には、日本語（共通語）以外にも、先住民族の言語や地域言語が存在するが、その多くは危機的状況にある。これらを消滅から守り、どう継承していくかも多文化共生の重要な課題である。

例えばアイヌ語は、国際連合教育科学文化機関（UNESCO。以下「ユネスコ」）では「非常に深刻な危機言語」と位置付けられている⁶。その背景には、アイヌ民族が日本人（和人）との武力抗争に破れ、植民地化・同化政策の対象となっていたという15世紀以来の経緯がある[7]。アイヌ語は日本語の方言ではなく別系統の言語であり、北原モコットウナシ氏（北海道大学）によれば⁷、言語の危機に関するユネスコの評価枠組（9個の指標と、各指標につき0点～5点の6段階評価）⁸では現在のアイヌ語はほとんど0点になり、挨拶や自

⁵ 「〇〇県(都道府県)意思疎通支援事業実施要綱」(申請者の費用負担)第14条「意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。」

⁶ “Atlas of the world’s languages in danger”

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000187026>

文化庁「消滅の危機にある言語・方言」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/

⁷ 日本学術会議「言語・文学委員会」言語コミュニケーションと共生分科会（第26期・第10回、令和7(2025)年12月7日）での北原氏の報告「文化的ジェノサイドの問題としてアイヌ語を考える」

⁸ UNESCO Ad Hoc Expert Group on Endangered Languages “Language Vitality and Endangerment” (2003)、内訳は以下の9尺度である。(1)言語がどの程度次の世代に継承されているか、(2)母語話者数、(3)コミ

己紹介の際の決まったフレーズ等、ごく限られたいくつかの場面で使用されるのみである。

また、八丈・奄美・沖縄・宮古・八重山等には多様な言語群があるが、これらも危機的状況にあることが指摘されている。前出のユネスコの評価枠組では、八重山語・与那国語が「重大な危機」にあり、八丈語・奄美語・国頭語・沖縄語・宮古語は「危機」にあるとされている。（ユネスコでは「言語」と「方言」は区別されず「言語」で統一されており、本報告もそれを踏襲している。）これらの言語を構成するさらに小さなレベルの言語群も同様の危機的状況にある。

平成20(2008)年、国連人権委員会は日本政府に対して、アイヌと琉球／沖縄の人々を先住民族として明示的に認め、彼らの言語や文化財の保護と促進策を強化するよう勧告している[8]。「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（令和元(2019)年5月24日施行）ではアイヌ民族が「先住民族」と明記されている[9]。その一方で専門の言語教育機関は、アイヌ語や地域言語については設置されておらず、ろう学校という専門の言語教育機関があるろう者の状況と大きく違っている。また、日本の学校教育においても、日本語（共通語）がほぼ唯一の教育言語として用いられており、アイヌ語や琉球諸語、その他の地域言語が体系的に教育される機会は極めて限られている。つまり教育の機会が与えられていないために、アイヌ語や地域言語の話者数は増加していない。このような教育制度における位置付けの弱さが、これらの言語の継承を困難にしている要因として挙げられる。その結果、家庭内での継承が困難になった段階で、言語の断絶が生じやすい構造となっている。

また、国際的に見れば、例えばニュージーランドにおけるマオリ語教育のように、先住民族の言語を学校教育の中に組み込み、言語復興を国家的に支援する事例も存在する。これと比較すると、日本における言語継承のための制度的支援は十分とはいえない。

結果として現在、マイノリティ（例えばアイヌ民族の子孫）が差別を日々感じ続けているにも関わらず、マジョリティは「被害者（純粋なアイヌ民族）は既に存在しなくなったのだから、もはや問題はない」と感じてしまう深刻な状況⁹が生じている。令和5(2023)年には、国連の先住民族に関する専門家機構(EMRIP)の年次会合において、アイヌと琉球の先住民族コミュニティが日本政府に対し、先住民族の共同体を中心にした言語保護計画を策定するよう、

コミュニティ全体に占める話者の割合、(4)どのような場面で言語が使用されているか、(5)伝統的な場面以外で新たに言語が使用されている場面があるか、(6)教育に利用される言語資料がどの程度あるか、(7)国の言語政策（明示的、非明示的態度を問わず）、(8)コミュニティ内の言語に対する態度、(9)言語記述の量と質。 <https://ich.unesco.org/doc/src/00120-EN.pdf>

⁹ この現状を北原氏は「暴力のアフターライフ(afterlife)」つまり暴力が終わった後もその影響が社会の中で形を変えて生き続けている状況と呼んでいる。出典は注7に同じ。

具体的にはアイヌ語と琉球諸語を日本の公用語と認め、学校教育制度に取り入れ、またアイヌ語や琉球諸語の特別な言語週間を設けるよう、声明を発している[10]。「先住民族」の認定についてはさまざまな立場があるが、学校教育制度に危機言語の教育を取り入れることを望む当事者が存在することは確かである。

(3) 外国語母語話者

日本国内の在留外国人数は、出入国在留管理庁によれば平成24（2012）年以降、新型コロナウイルス感染拡大の時期に当たる令和元（2019）年～3（2021）年を除いて増加の一途を辿っており、過去にない規模を更新している[11]。中長期滞在者数も、出入国在留管理庁によれば、令和6年（2024）末現在で349万4,954人と、前年末（312万9,774人）より36万5,180人（11.7%）増加している¹⁰。

「多文化共生」という言葉は、総務省の報告書で「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義され[12]、以上の情勢の中で様々な施策のキーワードになるに至っている。

しかし、福永由佳氏（国立国語研究所）が指摘するように¹¹、「多文化共生」を掲げた施策の前提として、そもそも外国語母語話者が日本語母語話者と対等に生きることが目指されているのかは疑問の余地がある。学校や職場等、社会の様々な場で差別や偏見が生じていることは、出入国在留管理庁の有識者会議でも「現状及び課題」として指摘されているところである[13]。「日本語教育の推進に関する法律」（令和元（2019）年6月28日施行）が施行され、有識者会議でも共生社会の実現のために日本語学習の機会提供が取り上げられていること[14]、また近年は多言語対応や技術的な支援が広がったことにより、外国人自身によって解決可能になるものが増えてはいるが、外国語母語話者が不利益、不平等な立場に置かれている状況には看過できないものがあると福永氏は指摘している。

さらに、外国語母語話者が直面する言語的障壁は、日常生活の様々な場面において具体的な不利益として現れている。例えば医療現場においては、診察内容や治療方針に関する十分な説明が理解できないことにより、適切な医療を受ける機会が制限される場合がある。また、災害時においても、避難指示や生活支援に関する情報が日本語中心で提供されることにより、必要な行動を迅速にとることが困難になるといった問題が指摘されている。行政手続

¹⁰ 参考文献は[11]と同じ。

¹¹ 日本学術会議「言語・文学委員会」言語コミュニケーションと共生分科会（第26期・第9回、令和7（2025）年9月7日）での福永氏の報告「在日外国人の言語生活と課題—外国人が受ける社会的な不利益—」

きにおいても、書類や窓口対応が日本語に偏っているため、制度を利用すること自体が障壁となるケースが少なくない。近年は「やさしい日本語」[15][16]の普及によって、行政手続きや災害時等の必要最小限の情報に接しやすくなっているが、それでも一定の日本語の知識は求められる。これらの問題は、単なる利便性の問題ではなく、生命・安全や基本的な社会参加に関わる深刻な問題である。

以上で示したように、(1)手話等で生活する言語的障害者、(2)先住民族の言語、地域言語の継承者、(3)外国語母語話者のいずれにおいても、日本語母語話者と言語的少数者との関係は、「共生」と言えるようなものにはなっていない。有識者会議で課題が指摘され、国連でも勧告・懸念の対象とされるといった状態からの脱却が望まれる。

3 現状2 言語の多様性の尊重と言語の違いによる差別の禁止について

「多文化共生」の定義（2(3)に掲載）からも明らかなように、「共生」に至るには、互いの違いを認め合い、対等な関係を築く必要がある。しかし、言語の多様性を尊重し、差別を生まないという認識は、日本社会に十分に浸透していない。

日本では、文化庁の「国語に関する世論調査」が毎年実施され¹²、日本語（共通語）に焦点を絞った言語意識が調査されているが、その一方で日本語（共通語）以外の言語や方言に関する世論が取り上げられ調査されることは、ほとんどない¹³。また、日本には、言語的少数者の言語を紹介・教育する施設はほとんどない。その例外である民族共生象徴空間（ウポポイ）の入園者の感想には、そもそもアイヌ語という言語の存在を知らなかったというものがあるという¹⁴。これらは、ただ広報や行政が不十分なだけで、言語の多様性を尊重し、差別を生まない認識自体は、日本社会に十分に浸透していると言えるだろうか。ここでは、認識の社会浸透の度合いを示す一つの指標として、各種団体が行っている「宣言」を取り上げる。

多様性を尊重する宣言等は、現在では様々な団体が行っている。だが、こと言語の違いによる差別については、言及されていないことが非常に多い。公共性が高く、多様性の尊重に特に積極的と考えられる、自治体（都道府県）、大学、学会の状況を順に以下に示す。

(1) 自治体（都道府県）

現在では多くの自治体が、多様性を認め尊重する旨の条例や宣言を制定・発出している。例えば、障害者の差別の解消のために条例を制定した都道府県は、内閣府の調査によれば令和6(2024)年4月1日現在で41団体にのぼる[17]。

だが、ほとんどの場合、それらの条例において、差別禁止の対象として具体的に挙げられているのは、「障害の有無」の他、「部落出身か否か」「人種」「国籍」「信条」「性別」「性的指向¹⁵」「性自認¹⁶」「社会的身分」「門地」「職業」「年齢」「心身の機能の障害」「病歴」による差別である。条例で差別禁止の対象として「文化」による差別を挙げているのは3団体[18][19][20]、「手話話者か否か」による差別を挙げているのも3団体

¹² 文化庁「国語に関する世論調査」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/

¹³ 例外的な調査に内閣府「アイヌに対する理解度に関する世論調査」（令和4年11月）がある。

<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-ainu/>

¹⁴ 日本学術会議「言語・文学委員会」言語コミュニケーションと共生分科会（第26期・第10回、令和7(2025)年12月7日）での山丸ケニ氏の報告「アイヌ語の取り組みについて」

¹⁵ 「性的指向」とは、どんな性を好きになるかということ、セクシャル・オリエンテーションを意味する。

¹⁶ 「性自認」とは、自身の性別に関する認識、ジェンダー・アイデンティティを意味する。

[21][22][23]¹⁷、「言語」による差別を挙げているのは1団体しかなく[24]、「方言」に至っては確認できない。

(2) 大学

令和6(2024)年5月1日現在、日本の大学に在籍する外国人留学生数は、33万6,708人、対前年度比5万7,434人(20.6%)増で、留学生総数は過去最多となっている[25]。この状況を反映して、多様性の尊重を宣言している大学は過去10年間で増えている。だが、それらの宣言における言語への言及は、表1のとおりまちまちで、多くはない。

表1 過去10年間の大学の多様性尊重宣言における言語への言及の有無

大学名	宣言の記載日	有 無
法政大学	平成28(2016)年6月8日	無
早稲田大学	平成29(2017)年7月1日	無
中央大学	平成29(2017)年10月	有
神奈川大学	平成30(2018)年9月28日	無
明治大学	平成30(2018)年11月23日	無
立教大学	令和3(2021)年4月8日	無
大阪大学	令和3(2021)年9月3日	無
北海道大学	令和3(2021)年12月1日	有
九州大学	令和4(2022)年3月14日	有
東北大学	令和4(2022)年4月5日	無
東京大学	令和4(2022)年6月23日	有
名古屋大学	平成30(2018)年9月11日、令和4(2022)年12月22日	有
一橋大学	令和5(2023)年3月29日	有
慶應義塾大学	令和元(2019)年9月20日、令和5(2023)年4月1日	無
千葉大学	令和6(2024)年9月24日	有
京都大学	令和7(2025)年4月17日	無

(出典) 各大学のホームページ([26]-[41])

(3) 学会

日本には、日本学術会議に指定された「協力学術研究団体」だけでも2,100以上の団体が存在する[42]。それらの中で「言語系学会連合」[43]に加盟している会員学会38団体は、言語の多様性に対する関心が特に高いと想定され

¹⁷ 条例の案としては以下も加えることができる。

愛媛県「愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)」
<https://www.pref.ehime.jp/site/gikai/135073.html>

るが、多様性尊重の宣言は38団体中6団体[44]-[49]、言語による差別禁止の宣言は1団体にとどまる¹⁸。また、集会における手話通訳やノートテイキング等、情報保障への言及は9団体のホームページ上に見られるものの[50]-[58]、手話通訳者等の手配を申請者負担ではなく全額を学会負担とするのは2団体しかない¹⁹。これは、方針（申請者の費用負担を原則無料とする）が、現在に至ってもまだ学会には浸透していないということを示している。

以上、(1)自治体（都道府県）、(2)大学、(3)学会の各状況が示しているように、言語の多様性を尊重すべきという認識は、日本の社会全体に浸透していない。

このような状況の背景には、言語による差異が他の属性に比べて可視化されにくいという事情があると考えられる。すなわち、言語の違いによる不利益は、しばしば個人の能力や努力の問題として理解されてしまい、構造的な問題として認識されにくい。また、日本社会においては、日本語（共通語）を前提としたコミュニケーションが自明視されているため、言語的少数者の存在そのものが周縁化されやすい。こうした事情が、言語の多様性に関する認識の遅れをもたらしていると考えられる。

¹⁸ 日本語学会。参考文献[49]を参照。

¹⁹ 日本言語学会、日本歴史言語学会。参考文献[53][58]を参照。

4 問題のありか

言語の多様性を尊重するという世界的な趨勢の根底にあるのは、「言語権は、全ての人間が持つ基本的な権利の一つである」という理念である。言語の多様性に関する国連の活動は、全てこの権利の理念に基づいている。

この権利の理念は、国際的に議論されている「言語権 (linguistic human rights)」[59]の概念とも関わる。言語権とは、個人や集団が自らの言語を使用し、維持し、発展させる権利を指すものであり、単なる文化的権利にとどまらず、人間の尊厳やアイデンティティに関わる基本的権利として位置付けられている。この観点に立てば、言語的少数者の問題は福祉や配慮の問題ではなく、権利の問題として捉え直される必要がある。

手話等について述べれば、改正障害者差別解消法の基盤となっている国連の障害者権利条約では、手話という言語で生活することが障害者の権利として認められている[60]。また、音声言語についても、国連が2019年を「先住民族の言語の国際年」(International Year of Indigenous Language)と定めているように[61]、少数民族の言語権が特に保護の対象とされている。

言語の多様性を尊重すべきという認識が日本社会に浸透していない主因は、この理念が国民に対して十分には説明されていないことにあると考えられる。

「言語的少数者は気の毒／かわいそう」あるいは「日本語習得の努力不足」といった情緒・感情で把握されてしまえば、言語の多様性の尊重に関する法令は善意政策にしか見えなくなる。結果として、努力目標に過ぎないものとして等閑視されがちになってしまう。

5 報告の内容

本報告は、日本社会において異なる背景を持つ人々が共に生きるために、日本政府がとるべき施策について、以下の3つの方向性を提示する。

(1) 言語権に関する理念の説明と啓発

日本社会から言語による差別をなくし、言語的少数者との共存をはかるには、日本政府が「言語権は、全ての人間が持つ基本的な権利の一つである」という理念を国民に対して説明し、啓発する必要がある。このことが、本報告の最も重要な内容と言える。

この理念は、ユネスコや国際連合を中心に国際的に共有されてきた言語権に関する諸宣言においても繰り返し確認されている。例えば、言語権に関するユネスコの「言語権に関する世界宣言」は²⁰、言語の使用が個人の尊厳及び文化的アイデンティティと密接に結びつくものであり、その保障は基本的人権の一環であると位置付けている。また、国際連合の「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」は²¹、少数者が自らの言語を使用する権利を承認し、「先住民族の言語権に関する宣言」は²²、先住民族が自らの言語を維持・教育・継承する権利を保障している。

なお、本報告で述べる「言語権」は、現在の日本の法制度において十分に確立された権利とは言えないが、上の段落で示したユネスコその他の宣言に見られるように、人間が誰しも生まれながらにして持っている基本的人権の一つである。この認識が十分に共有されていない現状を変えていくべきというのが本報告の主旨である。

以上のような理念に基づき言語的多様性を尊重することは、単に少数者保護にとどまらず、社会全体の包摂性と創造性を高める効果を持つ。異なる言語背景を持つ人々の参画は、新たな知識や価値観の流入を促し、地域社会の活性化やイノベーションの創出につながる。また、多言語対応の進展は観光振興や国際競争力の強化、人材確保の面でも大きな利点をもたらすと考えられる。

(2) 理念の共有・啓発に当たっての障壁とその突破

(1)の理念を共有・啓発するに当たっては、強固な障壁となる考えがある。

²⁰ ユネスコ「言語権に関する世界宣言」(Universal Declaration of Linguistic Rights, 平成8(1996)年バルセロナ宣言) <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000104267>

²¹ 国際連合「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」(Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, 平成4(1992)年) <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/declaration-rights-persons-belonging-national-or-ethnic>

²² 国際連合「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, UNDRIP, 平成19(2007)年) https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf

以下ではその考えを紹介した上で、その考えを突破しなければならない理由を明らかにする。

① 障壁となる考え

(1)の理念の共有・啓発に対して障壁となるのは、「言語は情報伝達のツールだ（それ以上のものではない）」という、社会にしばしば見受けられる認識である。この認識に基づけば、異なる背景を持つ人々が共に生きるために解決しなければならない諸問題は、「情報が伝わらない」という問題一点に集約されてしまう。そして、翻訳技術や補助技術の開発・普及によって問題は完全に解決するという誤解が導かれてしまう。

情報伝達をサポートする技術が特に目覚ましく発達している今日、「言語権は、全ての人間が持つ権利」という理念は、多くの国民にとって必ずしも理解しやすいものではなくなっている。手話等で生活する者について言えば、補聴器のノイズ制御や指向性等が以前より大幅に改善され、人工内耳も技術の発達が著しい²³。また一般に、人工知能（以下「AI」）による言語翻訳は、高水準のものが誰でも無料で利用できる状況にあり、その翻訳精度は今後も向上していくことが予想される。これらの状況を踏まえれば、「言語少数者の問題は情報伝達をサポート技術を利用することで完全に解決できる」といった考えがもっともらしく見えてしまいかねない。

② 障壁突破の必要性

だが、この考えは、様々な問題を見落としている。

まず、保育園は騒音が激しいため、ろう・難聴児にとって、手話等に代えて補聴器や人工内耳を用いることは必ずしも有効ではない。障害者権利条約第24条第3項(c)が述べる「社会的な発達を最大にする環境」の確保につながらない可能性がある[63]。また、補聴器・人工内耳はマジョリティ（音声言語）に合わせる技術であり、これらのみに頼ることは、ろう・難聴児が手話で生活する言語権を奪いかねない[64]。

以上は補聴器や人工内耳に限ったことではない。情報伝達サポート技術は、言語的多数者と言語的少数者とのコミュニケーションにおいて、「相手に合わせるのは言語少数者の側」という負担の非対称性を温存しかねない。

さらに、これら以前の、より根本的な問題もある。それは、「言語少数者の問題は情報伝達をサポート技術で完全に解決できる」という考えはそもそも、言語が人間にとってどういうものなのかという本質的な部分を看過しており、言語に対する不十分な理解に基づいているということである。というのは、言語は単なる情報伝達のツール以上の存在だからである。

²³ 文献[62]を参照。

言語が情報伝達のためのツール以上の存在であるということは、恵まれた環境にある者には必ずしも想像しやすいことではない。だが、何らかの形で情報伝達の危機に置かれた人々が、「自分の言語」にこだわる事例は少なくない。

例えば、ろうの集団には、手話文化を脅かすものとして、人工内耳に対する反対運動が存在する[65]。

また、吃音の症状を持つ日本語母語話者の中には、マジョリティに合わせない、すなわち吃音を隠したり矯正しようとしたりしないという考えが近年見られる。NPO法人全国言友会連絡協議会理事長²⁴の斉藤圭祐氏は、自身の吃音を「治したい」「消したい」「治療しないとやっていけない」とはもはや考えておらず、今は「これが自分の言葉」という認識を持っていると言う²⁵。吃音症状を持つ従業員が接客を行う「注文に時間がかかるカフェ」[66]や、海外の“Did I Stutter”プロジェクト[67]にも同様の認識が見られる。

さらに、ALS²⁶の症状が進行して発話できなくなり、音声合成システムを使って講演を続けていた故・山口進一氏は、信号処理された合成音ではなく、自分の音声を元にした合成音声で話すことがいかに自分にとって大切かを語っている²⁷。

「自分の言語」というものに対する、これらの人々の考えや認識は、紛れもなく現実であるが、「言語は情報伝達のツールだ（それ以上のものではない）」という言語観では説明できない。この言語観に基づく「言語少数者の問題は情報伝達のサポート技術で完全に解決できる」という考えも、こうした人々の考えや認識に寄り添うものとは言えない。

実際には、言語とは、情報伝達のツールであるにとどまらず、思考・文化・アイデンティティを形成する基盤である²⁸。言語は代替不可能な存在で、どの言語も他言語に翻訳しきれない。「自分の言語で生活する」とは、翻訳可能なレベルを超えて、その言語ならではの世界に暮らすということであり、

²⁴ 言友会とは、1966年に発足した、日本における最古、最大の吃音者のセルフヘルプグループである。連絡組織として全国言友会連絡協議会があり、この協議会は「吃音があっても、豊かに生きる」を基本方針としている。令和7(2025)年7月現在、国内の45箇所に加盟団体がある。

²⁵ 日本学術会議「言語・文学委員会」言語コミュニケーションと共生分科会（第26期・第8回、令和7(2025)年7月5日）での報告「吃音があっても、豊かに生きる ～吃音のある人への社会的支援の取り組み～」

²⁶ 筋萎縮性側索硬化症。「手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気」（難病情報センター[68]）とされる。

²⁷ RKB毎日放送『電撃黒潮隊』「自分の声で生きたい—ALS患者の挑戦—」(JNN系2001年1月27日放送)、2001年1月25日付毎日新聞テレビ番組紹介記事 <https://www.arsvi.com/d/als2001.htm>

²⁸ 言語とアイデンティティの関係は複雑で微妙なものである。もっとも、アイデンティティ概念は、Erik Ericksonの初期的な構想([69])から、会話相手や状況次第で変わり得る概念への発展(例[70])、あるいは解消へと(例：多様な‘キャラ’(Kyara)がアイデンティティに取って代わる、例[71])、さまざまな形で展開しており、アイデンティティを論じるには多くの紙幅が必要となる。他方、多くの人々が自らの話す言語に基づいた帰属意識を持ち、それが集団間の摩擦・衝突や個人の孤立と結びついているという現実もある。本報告は後者を視野に置くものであるため、アイデンティティについては最小限の記述に留めた次第である。

その権利は情報伝達のサポート技術では保障されない。以下、このことを具体的に示す。

③ 言語はどのように情報伝達のツール以上のものと言えるのか

言語には様々な面があり、言語の研究もそれぞれの面に応じて様々であるが、言語が情報伝達ツール以上の存在、より具体的には人間にその言語ならではの世界の認識法や思考法を与えるものであり、また人間の社会帰属意識の拠り所ともなるものであること、したがって他言語に完全には翻訳しきれず代替不可能であるということは、分野や学派を問わず広く認められている。以下、言語が情報伝達のルール以上の存在であり、他言語に翻訳しきれないことを、言語の意味面、音韻・音声面、社会的な面の三面にわたって示す。

ア 言語の意味面について

ここでは、世界の「切り分け方」と「創造」、さらに人間の思考に対する言語の影響を順に述べる。

(ア) 世界の「切り分け方」は言語ごとに異なる

例えば、4辺の長さ、4つの角の大きさが全て等しい四角形を意味する語「正方形」のように、個々の語句が表す意味が完全に客観的に把握できる場合があることは言うまでもない。だが、多くの語の意味はそうではない。

例えば、虹の色が日本語では7色で表される一方、アメリカ英語では6色で表される。そしてデンマーク語では4色、ウェールズ語では3色で表されるように、「赤」や「橙」といった色彩語の数は言語ごとに違っている[72]。言語に色彩語が何語あるのか、各々の色彩語が、赤外線と紫外線で挟まれた色彩スペクトルのうちどこからどこまでかを担うかといったことは、客観的に決まっているわけではない。それぞれの個別社会ごとの諸事情に影響され、言語間でずれている。これは、ソーシャルがそれ以前の言語観（言語とは既に決まっている事物に付けられた名前であるという言語命名論(nomenclaturism)）を批判した時点から現在に至るまで[73]、広く認められていることである²⁹。このように、世界の「切り分け方」は言語ごとに異なるので、言語間翻訳はあくまで近似値でしかない。

²⁹ 例を挙げる：“Saussure was root and branch opposed to nomenclaturism, the view that a language consists of names whose function is to label independently identifiable objects or ideas. In opposition to this view, he insists that a language is a system of signs, and that the signifying features of a sign depend on its intralinguistic relations to other signs belonging to the same system rather than on its extralinguistic relations to pre-existing objects or ideas.” [Holdcroft 1991: 66][74]

そして、諸事情の中で特に無視できないのが文化的な事情である。ある魚が英語では“yellowtail”という一語で画一的に表される一方、伝統的に魚食文化を持つ日本社会では、同じ魚が成長に応じて「わらさ」「いなだ」「はまち」「ぶり」等に細分化されて呼び分けられるように、多くの語句の意味は個別言語社会の文化に影響されている。言語はそれぞれの社会の文化に基づいて世界を切り分けるものである。

意味の細分化を、当該言語の文化的側面と安易に結びつけることの危険性が指摘されてはいるが³⁰、この指摘は言語と文化の結びつけ自体を否定したものではない。一部の細分化は今日においても、当該言語の文化的側面と関連するものと考えられている³¹。

(イ) 世界は言語が「作って」いる

以上の例は、世界共通の客観的な事物（虹の色や魚）に対する各言語の「切り分け方」が一様でないことを示している。

だが、例えば中国語の“黄色”という語に、古くは高貴なイメージ、現代では猥褻なイメージが貼り付いているように、語句の意味は客観的な事物の切り分け（今の例なら色彩スペクトル上の一区画）という形で捉え切れるわけではない。

言葉の意味はむしろ、各時代・各地域の母語話者たちがその言語によって作り出すものである。したがって、他言語には翻訳できない。日本語の「侘び」「寂び」のような伝統芸術に関する語が、他言語では“wabi”や“sabi”とされ、翻訳が事実上放棄されているのは、そのことを示している。

これは伝統芸術に関する語に限ったことではない。例えば「ぼけっと（する）」という表現は、Frances Sanders 2014 [77]では他言語に翻訳できないとされている。「ぼけっと（する）」に限らず、オノマトペ（擬音語・擬態語）は日本語学習者にとって習得困難であることが日本語教育の分野では以前から知られている（例：獅子見 2016 [78]）。さらに、形容詞「かわいい」のように³²、母語話者にとっては何気ない卑近な日常語であっても、実は他言語にない独自の概念を意味しているということとは珍しくない。それぞれの言語は、他言語では表し難い機微や情感に

³⁰ 「雪」に相当するイヌイット語の語彙数について、事実と異なる膨大な数が記されることがあったのは、無責任な文献引用とねつ造が繰り返されたためとされる。Pinker (1995) [75]を参照。

³¹ 例を挙げる：“Some Inuit languages have many terms related to sea ice, and some Australian languages have well-developed terminologies for referring to types of sand. Both examples are clearly linked to the natural environment, but many other cases of lexical elaboration cannot be predicted based on the environment alone. For example, Hindi has many terms for love, and Yana, an indigenous language of Northern California, has many terms related to eyes and sight.” [Khishigsuren et al. 2025, 一部省略] [76]

³² 例えば Pellitteri (2018) [79]を参照。

満ちた、独自の世界を母語話者に提供している。

(ウ) 人間の思考は言語の影響を受けている

言語の影響は、世界の表し方（切り分け方、作り方）にとどまらず、人間の思考にも影響を与えている。

一例を挙げれば、英語は、多くの名詞の複数形には語尾に接尾辞“-s”を付けるように（例：book - books）、「単数か、複数か」という数の区別を持つ言語である。他方、日本語は、多くの名詞を単数・複数の区別なく同じ形で表すが（例：書籍は1冊でも2冊でも「本」）、細長いものは「1本、2本」、膜状のものは「1枚、2枚」というように、ものの形状の区別を持つ言語である。そして、ものの数の区別を持つアメリカ英語の母語話者は、ものの個数に着目しやすい一方で、日本語と同様にものの形状の区別を持つユカテカ語（ラテンアメリカインディアンのマヤ語族の主要言語、Yucatec language）の母語話者は、ものの形状に着目しやすいとされる（Lucy 1992 [80]）。このように、言語が母語話者の思考にも多かれ少なかれ影響を与えるということは、従来から「言語相対仮説」「サピア＝ウォーフの弱い仮説」と呼ばれる。母語が話し手の思考を決定するという「言語決定説」と異なり、言語相対仮説は広く受け入れられている。

以上のように、言語の意味には客観的に捉えきれない、当該の言語ならではの部分がある。そこにこそ母語話者の情感が宿り、芸術が生まれる。さらに思考も個別言語の性質に影響される。

イ 言語の音韻・音声面について³³

客観的には捉えきれない、当該の言語ならではの部分には、音韻・音声面も関わる。このことは、例えば石川啄木の短歌「ふるさとの 訛なつかし 駐車場の 人ごみの中に そを聴きにゆく」にも端的に現れていることである。

ウ 言語の社会的な面について

以上の意味面、音韻・音声面で述べたことにより、言語は、母語話者にとって、当該言語社会への帰属意識の拠り所となっている。これは、言語と、その言語が話される当該言語社会が、話し手の中では一体となっているということである。

³³ 音韻とは音声のタイプである。例えば「hake」と「hage」で意味がはっきり異なるのは（刷毛と禿）、日本語では音声「k」と音声「g」は音韻が別々だからである。中国語（共通語）では音声「k」と音声「g」は音韻が同一であるように、音韻のメンバーは言語ごとに異なる。

このことは、アイヌ語の復興にとって「空間」が重要とする前出・北原モコットゥナシ氏（北海道大学）の指摘と重なるところがある。明治期以降に日本語母語話者の北海道への流入が爆発的な勢いで増加した結果、アイヌ社会はアイヌだけの空間を維持できなくなり、日常生活のどこでもマイノリティという状態になっていき、アイヌ語は衰退の一途を辿ることになった。アイヌ語の復興のためには、「和人（日本語母語話者）が入らないアイヌだけの空間」つまり、アイヌ語だけが交わされるコミュニケーションの空間が必要であると北原氏は述べている³⁴。

ある言語で話すとは、話し手にとっては、当該の言語社会に帰属する成員の一人として自身を再認識するという、アイデンティティに関わる行為である。「言語的少数者の問題は情報伝達のサポート技術で完全に解決できる」という考えは、この問題を伝達可能な、ごく大まかな意味内容のみに関わる問題と捉え、音韻・音声をも無視している点で、限界を持つと言わざるを得ない。

以上、言語が情報伝達のツールを超えた存在であることを、意味面、音韻・音声面、社会的な面の三面にわたって示した。これは、言語が他言語に翻訳しきれない、代替不可能な存在であるということでもある。

「自分の言語で生活する」とは、情報伝達を自分の言語で間に合わせることにとどまらず、その言語社会固有の事物や概念の中で感じ考え、自己のアイデンティティを再確認することである。こうした生活の権利が脅かされ、奪われているという言語的少数者の問題は、情報伝達のサポート技術だけで根本的に解決することは難しい。

以上の認識も上記(1)と併せて広く社会に浸透させ、言語そのものの価値を尊重する社会認識への転換を図り、「翻訳や補助技術があれば十分」という発想から脱却する必要がある。

(3) 教育・行政・広報の三面からの取組

上記(1)(2)の理念と認識を社会に浸透させるには、教育、行政、広報の三面からの取組が求められる。

教育においては、言語の多様性や言語権に関する内容を学校教育の中に位置付けることが必要である。より具体的に述べれば、言語の多様性に関する内容を教育に位置付けるとは、日本語共通語を暗黙裡に教育の前提とするのではなく、日本語に様々な方言があり、日本社会に日本語とは異なる様々な言語の母語話者が存在するという現状をまず教育するということである。また、言語権に関する内容を学校教育に位置付けるとは、自分の言語で生活す

³⁴ 日本学術会議「言語・文学委員会」言語コミュニケーションと共生分科会（第26期・第10回、令和7（2025）年12月7日）での北原氏の報告「文化的ジェノサイドの問題としてアイヌ語を考える」

る権利が人間の権利として世界で認められており、日本語以外の言語を母語とする者もその例外ではないということ、さらに、この権利の侵害が、翻訳のみによっては解決しきれないということを教育するということである。

行政においては、今述べた言語権の理念を実現すべく、多言語対応や手話通訳の整備を単なる付加的サービスではなく、基本的な公共サービスとして位置付けることが求められる。

さらに広報においても、例えば学校・病院・役所など公共施設だけでなく商店や飲食店ごとの対応言語を地図上に表示する、災害時対応の言語ニーズも重ねて表示するといった方法で、日本社会の中に日本語（共通語）だけでなく多様な言語が存在するという現状を多くの国民がより理解しやすくなるよう、状況の可視化を進める必要がある。さらに、例えば多言語環境や言語的少数者の生活を描くドラマ・ドキュメンタリー作品の制作の支援等を通して、言語権の理念を普及・浸透させる必要もある。また、「日本語を軽視するのか」といった疑問に対しては「日本語重視」と「多言語対応」が対立しないことを示す、「コストがかかりすぎる」といった危惧に対しては「事故・トラブル回避のための投資」と説明するといった、反発への予防的な広報も並行して行い、社会全体の認識を変えていく必要がある。

(4) 付言—専門家に求められる啓発活動

本報告は日本政府に対して、言語権に関する理念の説明と啓発、教育・行政・広報での取組を求めるものだが、自治体、大学、学会による差別禁止宣言の状況（3に掲載）は、特に大学や学会の自律的な動きを期待させるものでもある。日本政府による理念や方針、規程の明示とともに、言語権専門家による啓発活動が求められることを付記しておく。

6 結論

日本社会において異なる背景を持つ人々が共に生きるためには、日本政府は「自分の言語で生活する権利（言語権）は全ての人間に保障されるべき基本的人権である」という理念を、国民に明確に説明し、広く啓発する必要がある。

さらに、「言語は単なる情報伝達のツールではなく、人間が思考、文化、アイデンティティを形成する基盤である」という認識を、上記の理念と併せて、社会に浸透させる必要がある。

上記の理念と認識を社会に定着させるため、教育・行政・広報の三面からの具体的な取組を通じて、言語の違いを前提とした制度設計と社会環境の整備を進める必要がある。今後、日本社会が真に「共生」を実現するためには、言語の多様性を前提とした制度設計と社会認識の転換が不可欠である。そのための第一歩として、本報告が示した理念と認識の共有が広く進むことが求められる。

<参考文献>

月日が不明のものは年のみを記載している。Web ページの最終確認日は注 2 に記載のとおり令和 8 年 9 月 15 日である。

- [1] 政府広報オンライン「事業者による障害のある人への『合理的配慮の提供』が義務化」令和 7 (2025) 年 9 月 16 日.
<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>
- [2] 厚生労働省「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」平成 25 (2013) 年 3 月 27 日.
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9187&dataType=1&pageNo=1
- [3] 障害者権利委員会 (第 27 会期)「日本の第 1 回政府報告に関する総括所見」Ⅲ B 45 項. 令和 4 (2022) 年 10 月 7 日.
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/data/r05/s2-8.pdf
- [4] Allen, Thomas E., Amy Letteri, Song Hoa Choi & Daqian Dang. “Early visual language exposure and emergent literacy in preschool deaf children: Findings from a national longitudinal study.” *American Annals of the Deaf* 159(4), pp. 346-358, 2014.
- [5] Sümer, Beyza & Aslı Özyürek. “Language use in deaf children with early-signing versus late-signing deaf parents.” *Frontiers in Communication* 6, pp. 1-14, 2022.
https://www.frontiersin.org/journals/communication/articles/10.3389/fcomm.2021.804900/full?utm_source=chatgpt.com
- [6] Twomey, Tae, Cathy J. Price, Dafydd Waters & Mairéad MacSweeney. “The impact of early language exposure on the neural system supporting language in deaf and hearing adults.” *Neuroimage* 209. 2020. doi: 10.1016/j.neuroimage.2019.116411
- [7] 中川裕「アイヌ語の現在と未来—危機言語の維持と復興」本田俊和他編『文化人類学研究 先住民の世界』14 章、東京：放送大学教育振興会、2005 年 3 月.
- [8] Human Rights Committee “Consideration of reports submitted by states parties under article 40 of the covenant.” 2018 年 12 月 18 日 (CCPR/C/JPN/C0/5) .
<https://digitallibrary.un.org/record/646529?ln=en&v=pdf>
- [9] 公益財団法人アイヌ民族文化財団「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」平成 31 (2019) 年.
<https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/about/files/ainushisakusuishinhou.pdf>
- [10] EMRIP16 “Item 6 - Joint Statement from Two Indigenous Groups Ainu and Ryuku-Okinawa Japan.” 2023 年 7 月 19 日.
<https://aippnet.org/emrip16-item-6-joint-statement-from-two-indigenous-groups-ainu-and-ryuku-okinawa-japan/>
- [11] 出入国在留管理庁「令和 6 年末現在における在留外国人数について」令和

- 7 (2025)年 3 月 14 日.
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html
- [12] 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」平成 18(2006)年 3 月.
https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf
- [13] 外国人との共生社会の実現のための有識者会議「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」p. 28 令和 3 (2021)年 11 月.
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359624.pdf>
- [14] 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議「意見書」令和 8 (2026)年 1 月 14 日.
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/pdf/ikensho.pdf>
- [15] 庵功雄『やさしい日本語—多文化共生社会へ—』東京：岩波書店、2016 年 8 月 20 日.
- [16] 庵功雄編著『「やさしい日本語」とその周辺—多様な広がり進化する理念—』東京：ココ出版、2026 年 3 月 3 日.
- [17] 内閣府障害者施策担当「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体の取組状況調査」p. 41, 令和 7 (2025)年 8 月.
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/region/r06-kekka.pdf>
- [18] 群馬県「群馬県多文化共生・共創推進条例」令和 3 (2021)年 10 月 20 日.
<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/11596.pdf>
- [19] 静岡県「静岡県多文化共生推進基本条例」平成 20(2008)年 12 月 26 日.
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/054/860/johrei-tabunka.pdf
- [20] 兵庫県「ひょうご多文化共生社会推進指針(改定)」令和 3 (2021)年 3 月.
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/documents/shisin2-2.pdf>
- [21] 宮城県「手話言語条例」令和 3 (2021)年 3 月 26 日.
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/7253/847374.pdf>
- [22] 岡山県「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」令和 4 (2022)年 3 月 18 日.
<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/394889.pdf>
- [23] 広島県「広島県手話言語条例」令和 7 (2025)年 9 月.
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/639773.pdf>
- [24] 三重県「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」第 2 条 令和 4 (2022)年 5 月 20 日.
<https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/m0051700058.htm>
- [25] 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「外国人留学生在籍状況調査」 令和 7 (2025)年 4 月.
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/enrollment/data/2504301000.html>
- [26] 法政大学「法政大学ダイバーシティ宣言」2016 年 6 月 8 日.
<https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/diversity/?auth=9abb458a78210eb174f4bdd385bcf54>
- [27] 早稲田大学「早稲田大学ダイバーシティ推進宣言」2017 年 7 月 1 日.
https://www.waseda.jp/inst/diversity/about/mission-2/diversity_decla

ration/

- [28] 中央大学「中央大学ダイバーシティ宣言」2017年10月。
<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/declaration/>
- [29] 神奈川大学「神奈川大学ダイバーシティ宣言」2018年9月28日。
<https://www.kanagawa-u.ac.jp/aboutus/variouspolicies/diversity/>
- [30] 明治大学「明治大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」2018年11月23日。
<https://www.meiji.ac.jp/koho/diversity-and-inclusion/index.html>
- [31] 立教大学「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」2021年4月8日。
<https://www.rikkyo.ac.jp/news/2021/04/mknpps000001jk45.html>
- [32] 大阪大学「大阪大学ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) 推進宣言」2021年9月3日。
<https://www.di.osaka-u.ac.jp/diversity-and-inclusion-declaration/>
- [33] 北海道大学「北海道大学 ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」2021年12月1日。
<https://diversity.synfoster.hokudai.ac.jp/statement/>
- [34] 九州大学「九州大学 ダイバーシティ、エクイティ & インクルージョン 推進宣言」2022年3月14日。
https://www.kyushu-u.ac.jp/f/47337/20220314_promotion_dei_jp.pdf
- [35] 東北大学「東北大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DEI) 推進宣言—多様性と公正性を包摂する教育・研究・就労環境の実現のために—」2022年4月5日。
<https://dei.tohoku.ac.jp/vision/about/>
- [36] 東京大学「東京大学 ダイバーシティ&インクルージョン宣言」制定について」2022年6月24日。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/di01.html>
- [37] 名古屋大学「個人の尊厳を守り多様な個性を尊重する名古屋大学基本宣言」2018年。
<https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/declaration/diversity/index.html>
「東海国立大学機構ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン&ビロ
ンギング (Diversity, Equity, Inclusion & Belonging: DEIB) 推進宣言」2021
年。
<https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/declaration/deib/index.html>
- [38] 一橋大学「一橋大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進
宣言」2023年3月29日。
<https://www.sankaku.ad.hit-u.ac.jp/dei/>
- [39] 慶応義塾大学「慶応義塾 協生環境推進憲章」2026年4月18日。
<https://www.diversity.keio.ac.jp/about/charter.html>
「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DEI) の推進に関する基本
方針」2023年4月1日。
<https://www.diversity.keio.ac.jp/diversity/policy.html>
- [40] 千葉大学「C-DEIB 推進宣言・C-DEIB 基本方針」2024年9月24日。
<https://www.gakuzutsu.chiba-u.jp/about/c-deib/outline.html>
- [41] 京都大学「京都大学 DEIB 推進宣言」2025年4月7日
<https://www.deib.cwr.kyoto-u.ac.jp>
- [42] 日本学術協力財団・科学技術振興機構・日本学術会議『学会名鑑』Web 版
2017年2月。
<https://gakkai.scj.go.jp/>

- [43] 言語系学会連合「会員学会リンク」
<https://uals.net/aboutus/organization/>
- [44] 一般社団法人言語文化教育研究学会「倫理規程」第5条 2024年5月9日.
<https://alce.jp/dat/moral.pdf>
- [45] 社会言語科学会「社会言語科学会倫理綱領」第2条 2023年12月24日.
<https://www.jass.ne.jp/about/code-of-ethics/>
- [46] 朝鮮語教育学会「朝鮮語教育学会倫理綱領」第5条 2024年10月19日.
https://jakle.sakura.ne.jp/code_of_ethics/
- [47] 日本英語学会「日本英語学会倫理綱領」第2条 2022年7月3日.
<https://elsj.jp/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E5%80%AB%E7%90%86%E7%B6%B1%E9%A0%98/>
- [48] 日本言語学会「日本言語学会倫理綱領」第3条 2021年11月19日.
<https://ls-japan.org/modules/documents/rules/15.pdf>
- [49] 日本語学会「日本語学会倫理綱領」第2条 2024年4月1日.
https://www.jpling.gr.jp/wp-content/uploads/2024/04/rinri_koryo20240401.pdf
- [50] 一般社団法人言語文化教育研究学会「手話通訳者等利用費用助成に関する規定」 2019年7月22日. <https://alce.jp/dat/signed.pdf>
- [51] 社会言語科学会「大会参加時の手話通訳者利用費用補助金支給制度について」 2026年. <https://www.jass.ne.jp/meeting/conference-next/sign/>
- [52] 日本音声学会「2025年度 第39回日本音声学会全国大会」 2025年.
<https://www.psj.gr.jp/jpn/wp-content/uploads/2025/07/2025PSJprogram.pdf>
- [53] 日本言語学会『言語研究』168号彙報 p.176, 2025年7月.
https://ls-japan.org/wp-content/uploads/2025/09/168_ihou_web.pdf
- [54] 日本語学会「手話通訳、ノートテイキング等の利用の際の補助金制度について」 2020年8月3日. <https://www.jpling.gr.jp/taikai/support/>
- [55] 公益社団法人日本語教育学会「春季大会発表・参加にかかわる手話通訳者等利用費用助成のご案内」 2025年.
<https://www.nkg.or.jp/event/.assets/shuwa-josei2025spring.pdf>
- [56] 日本語文法学会「ノートテイキング等の利用の際の補助について」
<https://www.nihongo-bunpo.org/conference/support/>
- [57] 日本通訳翻訳学会「第26回年次大会」 2025年.
<https://jaits.jp/meeting/new-meeting-04/>
- [58] 日本歴史言語学会「2017年大会案内」 2017年11月10日.
<https://jp-histling.com/2017/11/10/2017convention-program/>
- [59] Skutnabb-Kangas, Tove & Robert Phillipson (eds.), in collaboration with Mart Rannut. *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic*

- Discrimination*. Berlin; New York: Mouton de Gruyter, 1995.
- [60] United Nations “Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) 2006.
<https://social.desa.un.org/issues/disability/crpd/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-crpd>
- [61] United Nations “Action plan for organizing the 2019 International Year of Indigenous Languages.” 2018 年 4 月 16～27 日.
<https://docs.un.org/en/E/C.19/2018/8>
- [62] van der Berg, Willem, Anneke de Groot & Pieter Jansen. “Advances in cochlear implant technology for hearing restoration in children.” *International Journal of Otolaryngology Research* 2026 8 (1), pp. 40-46, 2026. <https://www.doi.org/10.33545/26646455.2026.v8.ila.83>
- [63] 高嶋由布子・伊藤理絵「ろう・難聴児の就学前教育と支援の現状と課題—社会性の発達に着目した“特別支援保育”のあり方の検討」『乳幼児教育・保育者養成研究』3, pp. 3-23, 2023 年 3 月.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jecectet/3/0/3_3/_article/-char/ja
- [64] 高嶋由布子・杉本篤史「人工内耳時代の言語権—ろう・難聴児の言語剥奪を防ぐには—」『言語政策』16, pp. 1-28, 2020 年 3 月.
<https://jalp.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/gengoseisaku16-takashi-ma.pdf>
- [65] Gibson, W.P. “Opposition from Deaf Groups to the Cochlear Implant.” *Medical Journal of Australia* 155 (4), pp. 212-214, 1991.
 DOI: 10.5694/j.1326-5377.1991.tb142221.x
- [66] 大平一枝『注文に時間がかかるカフェ—たとえば「あ行」が苦手な君に—』東京：ポプラ社、2024 年 1 月 11 日.
- [67] Did I Stutter <https://www.didistutter.org/>
- [68] 厚生労働省「看護師等による A L S 患者の在宅療養支援に関する分科会（第 1 回）」〈資料 1〉平成 15(2003)年 2 月 3 日.
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/s0203-2a.html>
- [69] Erickson, Erik H. *Identity and the Life Cycle*. New York: International Universities Press, 1959. [エリク・H・エリクソン（著），小此木啓吾（訳編），小川捷之・岩田寿美子（訳）『自我同一性—アイデンティティとライフサイクル』[新装版] 東京：誠信書房，1982.]
- [70] Ochs, Elinor. “Constructing social identity: A language socialization perspective.” *Research on Language and Social Interaction*, 26 (3), pp. 287-306, 1993.
- [71] 岡本裕一郎『12 歳からの現代思想』東京：筑摩書房，2009 年.
- [72] Hjelmslev, Louis. *Omkring Sprogteoriens Grundlæggelse*. Copenhagen:

- Akademisk Forlag, 1943. (ルイ・イエルムスレウ (著), 竹内孝次 (訳)『言語理論の確立をめぐって』 p. 65, 東京: 岩波書店, 1985 年 4 月 1 日.)
- [73] Saussure, Ferdinand de. *Cours de Linguistique Generale*. Edited by Charles Bally, Albert Sechehaye & Albert Riedlinger, Paris: Payot, 1916/1949. (フェルディナン・ド・ソシュール (著), 小林英夫 (訳)『一般言語学講義』 東京: 岩波書店, 1972 年 12 月 22 日改版.)
- [74] Holdcroft, David. *Saussure: Signs, System, and Arbitrariness*. Cambridge: Cambridge University Press, 1991.
- [75] Pinker, Steven. *The Language Instinct: How the Mind Creates Language*. London: Penguin Books, 1995. (スティーブン・ピンカー (著), 棕田直子 (訳)『言語を生み出す本能』 (上・下), 東京: NHK ブックス, 1995 年)
- [76] Khishigsuren, Temuulen, Terry Regier, Ekaterina Vylomova & Charles Kemp. “A computational analysis of lexical elaboration across languages.” *Psychological and Cognitive Sciences* 122 (15), 2025 年 4 月 10 日. <https://www.pnas.org/doi/10.1073/pnas.2417304122>
- [77] Frances Sanders, Ella. *Lost in Translation: An Illustrated Compendium of Untranslatable Words from Around the World*, Calif.: Ten Speed Press, 2014. (エラ・フランシス・サンダース (著), 前田まゆみ (訳)『翻訳できない世界のことば』 東京: 創元社, 2016 年 4 月 11 日.)
- [78] 獅々見真由香「日本語の会話におけるオノマトペの基本語彙選定—『BTS による多言語話し言葉コーパス』と『BTSJ による日本語話し言葉コーパス』を用いて—」『日本語教育』165, pp. 73-88, 2016 年 12 月.
- [79] Pellitteri, Marco. “Kawaii aesthetics from Japan to Europe: Theory of the Japanese “cute” and transcultural adoption of its styles in Italian and French comics production and commodified culture goods.” *Arts* 2018 7(3), 24, 2018 年 7 月. <https://doi.org/10.3390/arts7030024>
- [80] Lucy, John A. 1992. *Grammatical Categories and Cognition: A Case Study of the Linguistic Relativity Hypothesis (Studies in the Social and Cultural Foundations of Language, 13)*. Cambridge: Cambridge University Press, 1992 年.

＜参考資料＞審議経過

令和 6（2024）年

3月20日 言語コミュニケーションと共生分科会（第1回）

役員の選出、開催頻度、方針について

6月8日 言語コミュニケーションと共生分科会（第2回）

今後の活動計画について

8月9日 言語コミュニケーションと共生分科会（第3回）

表出案作成準備1 日本手話をめぐる状況について

9月15日 言語コミュニケーションと共生分科会（第4回）

表出案作成準備2 発達障害をめぐる状況について

12月21日 言語コミュニケーションと共生分科会（第5回）

表出案作成準備3 共生のための演劇について

令和 7（2025）年

2月9日 言語コミュニケーションと共生分科会（第6回）

表出案作成準備4 ひきこもり者をめぐる状況について

3月5日 言語コミュニケーションと共生分科会（第7回）

表出案作成準備5 コミュニケーションにおける不正義の諸相について

7月5日 言語コミュニケーションと共生分科会（第8回）

表出案作成準備6 吃音者をめぐる状況について

表出する意思を「提言」から「見解」に変更

7月13日 法学委員会「新たな人権の研究」分科会と連携

7月23日 社会学委員会価値とイノベーションの創発による福祉システム
検討分科会と連携

9月7日 言語コミュニケーションと共生分科会（第9回）

表出案作成準備7 弱小方言（シマクトゥバ）、在日外国人をめぐる状況について

9月8日 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会包括的反
差別法検討小委員会と連携

12月7日 言語コミュニケーションと共生分科会（第10回）

表出案作成準備8 アイヌ語をめぐる状況について

令和 8（2026）年

4月6日 言語・文学委員会 査読

6月1日 第一部 査読

9月14日 科学的助言等対応委員会 審議

9月17日 表出する意思を「見解」から「報告」に変更